

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

### 問題1（行政法総論）

行政手続に関する下記設問について、理由をつけて答えなさい。

[設問1] 行政庁が不利益処分をしようとする場合、処分の内容に応じて、どのような意見陳述のための手続をとらなければならないか。

[設問2] 行政庁が不利益処分の際して行った意見陳述のための手続に不服がある場合、それを理由として同処分につき審査請求をすることができるか。

### 問題2（行政救済法）

医療法30条の11の規定によれば、都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院の開設等に関して勧告することができる。この勧告に従わない場合でも、病院を開設することはできるが、現実には、保険医療機関の指定を拒否される危険性が大きい。

Eは、F県内に病院開設を計画しており、F県知事に病院開設の許可を申請したところ、これに対して、F県知事は病院開設計画の中止を勧告した。Eは、この勧告に不満である。

Eは、この勧告に取消訴訟を提起したいと考えているが、この勧告は、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解し得るか否かを検討しなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。